

議案第52号

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県都市公園条例の一部を改正する条例

鹿児島県都市公園条例（昭和45年鹿児島県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。